



地域福祉権利擁護事業 生活支援員だより

サポートニュース



第14号

平成15年11月28日
社会福祉法人 新潟県社会福祉協議会
新潟県地域福祉権利擁護センター

平成15年度

生活支援員研修会を開催しました

10月下旬から11月下旬にかけて、県内7会場において平成15年度地域福祉権利擁護事業生活支援員研修会を行いました。今年度より基幹的社協を会場に開催し、多くの生活支援員の方に参加していただき、ありがとうございました。また、回収したアンケートでみなさんから寄せられた意見や感想等を紹介します。

新潟会場（新潟ユニゾンプラザ）

- ・ 全国研修会の報告は意欲的な姿勢でよかった。このような研修会には県内からもどんどん参加できたらと思う。
- ・ 成年後見制度への移行が必要な利用者が増えてくることにあたり、弁護士からの話が聞けたらよいと思う。
- ・ 利用者が増えないのは、利用料金がネックになっているのではないか。
- ・ 事例の問題点について皆で共感できたと思う。問題は生活支援員のみで抱え込まずに気長に対応していきたい。

長岡会場（長岡市社会福祉センター）

- ・ 事例検討の流れとタイムスケジュールが示され参考になった。
- ・ 生活支援員の業務は支援計画に沿ったことだけをすればよいというような漠然とした意見をもっていました。心のケア・内面的な支援も必要であり、信頼関係がまず大事と実感しました。
- ・ 利用者が増えていくことも大事だが、地域に即した支援が実現できるような指導・支援をお願いしたい。
- ・ 支援のあり方について原点に振り返って考えるチャンスになり、とても参考になった。

上越会場（上越総合福祉センター）

- ・ 自分の住む町では事業説明がなされていない気がする。実際は施設職員が行っているものもあり、生活支援員は利用料がかかるのでそうせざるを得ない状況もあると思う。相談のない地域の開拓は必要と感じる。
- ・ 今後支援活動が多くなっていく状況で「何を」「どこまで」「どうやって」をしっかり把握して行っていく必要がある。
- ・ 各々が自分の声を出して自らの考えを発表できる活発な雰囲気（流れ）は大変良かった。
- ・ この事業、自分の支援について再確認できて良かった。

三条会場（三条市総合福祉センター）

- ・ 利用者の生活、人生をみることが大事であり、自己決定を支えることが大切と感じた。
- ・ 利用者、生活支援員、専門員の話し合い（情報提供など）は大切。訪問販売による被害が今後いろいろな形で起こることもあると思います。
- ・ 中央研修会は案内をもらってもなかなか参加できないので、今日の研修会のようなときに報告していただいていたよかったです。
- ・ 様々な立場から様々な形で支援することを周囲が（それぞれの立場の人が）きちんとやらなくてはと思います。自分の役割をきちんと行いながら、社会にある支援のネットワークについて把握することが、自分自身と周囲の人にとってとても役立つ大切なことなのだろうと考えます。

小出会場（小出町ボランティアセンター）

- ・ 実働経験がなくても支援の際に共通するものがあると感じ、参考にしたいと思った。討議に参加し、仕事が身近に感じられたと思う。
- ・ 時間がなくても全部のグループで発表したほうがよい。
- ・ 自分の気づかない点に気づかせてくれる意見がたくさん出て参考になりました。こういう機会が今後たくさんあるとよいと思います。
- ・ 本人のよりよい生活のために専門員と連携をとり、本人を理解する受容的な態度を根底に実践を積んでいきたいと思います。

両津会場（両津市総合福祉センターしゃくなげ）

- ・ 両津市が基幹的社協になり大変心強く思っています。「難しい」が「楽しい」話し合いができました。奥が深いですが良い経験ができたと思います。
- ・ この事業でできる部分、できない部分を区別する必要があると思うが、難しいと感じる。
- ・ 生活支援員の仕事について果たして自分が実際にできるのかと少し不安です。
- ・ 今までの一方的な講義や事例報告より、グループ討議のほうが真剣な時を過ごせたと思うし、生活支援員同士お互いにお話や交流ができたことが良かったです。

新発田会場（新発田市ボランティアセンター）

- ・ 新発田管内の利用者は他に比べると少ないですが、その分よりきめ細かな対応ができるのでよい面もあると思います。
- ・ 必要性は感じていたが実際こういう事業があることを関わるようになってから初めて知った。まだまだ事業のことを知らない人が多いと思う。
- ・ 今後、専門員との対話形式の研修会も必要ではないか。
- ・ 今日「参加したなー」という実感がありました。支援の仕事はまだやっていませんがやる気が出てきた感じがします。

また、全会場の中で、「研修会の時間が短い」「研修会の回数を増やして欲しい」「専門員の業務が余りに多忙であり、複数配置をお願いする」などの意見がありました。多くの意見や感想等、ありがとうございました。

地域福祉権利擁護事業を進める集い

～「自立生活支援と地域福祉権利擁護事業」について考える～

去る9月25日(木)新潟ユニゾンプラザ多目的ホールにおいて、「地域福祉権利擁護事業を進める集い」を開催いたしました。当日は雨の降る中でしたが、116人の生活支援員の皆さんを始め、社協職員、民生委員、社会福祉施設・病院職員等350名ほどの方にご参加いただきました。

今回は、本事業をご利用されている利用者と実際に関わりのある方をお招きし、「自立生活支援と地域福祉権利擁護事業」をテーマに、各分野別における実践的な発表をしていただきました。以下、集いの概要をご紹介します。

実践発表「痴呆性高齢者分野」

燕市社会福祉協議会 係長 野瀬 清一 さん

高齢者分野での地域福祉権利擁護事業について、社会福祉協議会としての関わり方、活動などについて発表していただきました。

高齢者の方の利用は本事業で6割に上っています。痴呆症状をお持ちの高齢者の方は、最初、本事業を契約することのできる判断能力をお持ちですが、痴呆の進行に伴い判断能力が低下することが多いのも事実です。

だからといってすぐ解約というわけではなく、成年後見制度の利用によって成年後見人等との契約を結ぶことで本事業の利用が可能なのですが、成年後見制度への移行がうまくいっていないのが現状です。移行が円滑に図られるシステム作りが必要だと思います。

実践発表「知的障害者分野」

みのわの里工房さすがた 生活支援員 谷郷 健二 さん

実際関わられた事例をもとにお話をしていただきました。グループホームで生活することになった方は、精神的不安が大きくなり、金銭を取られるのではないかと妄想が強くなり、いつも通帳を持ち歩いている状態でした。地域福祉権利擁護事業を利用するようになって、すぐに不安解消にはなりませんでした。訪問や相談を受けながら次第に心を開いていき、現在は落ち着いています。また、精神的な安定を得るために家の鍵を持ち歩いていましたが、落ち着いてくるに従いこういった行動もなくなりました。

専門員、生活支援員など第三者が入ることで、過度な不安が解消されたと思います。

本人は人間関係を築くことを苦手としているので、専門員、生活支援員との関わりを通してよくなって欲しいです。また、本人に関わる施設職員との連携もより強化していただきたいと思います。

実践発表「精神障害者分野」

夕映えの郷地域生活支援センター 精神保健福祉士 中村 淳 さん

精神障害者の障害には、病気が作り出す後遺症として生活能力の障害と、本人を取り囲む社会的環境が作り出す生活能力の障害の二つがあります。このことで健康、食事、人付き合いができなくなるというような、日常生活の「できづらさ、しづらさ」が生まれます。

地域福祉権利擁護事業を利用している本人で、生活能力に欠ける方は、生活支援員から生活のアドバイスを受けつつ温かい関わりを持ってもらいました。結果、慣れてくると訪問の回数も多くは必要としなくなり、徐々に金銭を管理する能力があがりました。そして、そのことが本人の自信につながり、就職することができました。生活支援員には当事者が納得のいくまで時間をかけて関わっていただいております。よい方向に進んでいます。当事者の気持ちをくみとることを意識した関わりが実を結んだと考えます。

また本人から「今となっては自分のためになっている」「相談に乗ってもらうだけでもありがたい」という声が聞かれました。今後も、本人の残された力を生かし、補って、本人が自分らしい生活を行えるようにサポートしていただきたいと思います。

総括講演「福祉サービス利用者の自立生活を支援するために」

新潟県社会福祉士会会長 松山 茂樹 さん

地域福祉権利擁護事業は、対等な関係の契約を進める中で、利用者に主体性を担っていただくために利用者の力を引き出すこと(エンパワメント)が役割ではないでしょうか。サービス提供という事実行行為だけでなく、支援を通して利用者の本来持っている力を引き出している、勇気付けている事実があると思います。またいろいろな職種が関わり、連携を深めていきやすい制度でもあります。生活支援員は利用者の一番身近におり、サービス内容や制度の改善を提言できる(ソーシャルアクション)源になります。人が人として生まれて幸せだと思える社会とは、どのような状態であっても住み慣れた地域でその人らしく生活していけることだと思います。専門員、生活支援員、施設職員、行政の対応には限界があります。地域そのものを福祉化する必要があります。本事業は本人の支援であると同時に社会環境整備のために、またその整備が本事業の実施を促進する働きもあります。参加者の皆さんには、さらに地域福祉の向上のために努めて欲しいと思います。



地域福祉権利擁護事業
生活支援員だより
サポートニュース

皆様のご意見、ご感想をお待ちしております。

新潟県地域福祉権利擁護センター（新潟県社会福祉協議会内）

〒950-8575 新潟市上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ3階

電話：025-281-5584

E-mail：kenriyogo@fukushiniigata.or.jp

FAX：025-281-5529

<http://www.fukushiniigata.or.jp/group/support/>